

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 7 日

河北町長 森 谷 俊 雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

溝延地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 1 経営体
個人	6 5 経営体
集落営農（任意組織）	2 組 織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- 今後の農地利用の計画について検討し、集積と施設整備を計画的に好循環させることで、収益性の向上を図る。
- 果樹の耕作放棄地が問題となっているため、地権者の了承を得て畑地化し、放棄地の解消を図る。
- 地区や営農組合ごとに集約し、田が少量貸しに出された場合は、地区や営農組合内で請け負うことで集約が崩れないよう努める。